

児童虐待による死亡事例等に係る検証組織の設置について

1 経緯

児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項*において、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、国・地方公共団体双方における分析等の責務が規定されている。

これを踏まえ、地方公共団体における事例の検証作業の参考となるよう、厚生労働省からの通知(資料4)により、技術的な助言として、検証に関する基本的な考え方や検証の進め方等が示されている。

(児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項)

国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

2 検証の目的

本年6月に発生した児童の死亡事案を受けて、各関係機関の対応状況などを分析し、再発防止策を検討するためのものである。関係者の処罰を目的とするものではない。

3 検証組織の設置について

客観性を担保するため、厚生労働省からの通知を踏まえ、児童福祉に関する事項の調査審議をするために、札幌市子ども・子育て会議の中に常設している「児童福祉部会」をもって検証組織とする。なお、具体的な検証は、臨時委員を一部追加し、児童福祉部会の中に「検証ワーキンググループ」を設置して進めていく。

(1) 「検証ワーキンググループ」の役割

- ① 対象事案について、関係機関ごとのヒアリング、その他の必要な調査を実施する。
- ② 調査結果に基づき、課題等を分析し、再発防止のために必要な取組を検討する。
- ③ 検証結果とともに再発防止のための提言をまとめ、報告する。

(2) 「検証ワーキンググループ」の委員構成

- ・児童福祉部会にて審議していただく。

(3) 「検証ワーキンググループ」のスケジュール

- ・検証ワーキンググループにて決定していただく。なお、前回実施時の検証経過は、(資料5)16ページに記載のとおり。

4 参考資料

- ・【資料4】地方公共団体における死亡事例等の検証について(厚生労働省通知)
- ・【資料5】児童虐待による死亡事例に係る検証報告書(平成28年9月、札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会)